

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会 事業計画書

1 基本方針

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことの出来る、福祉のまちづくりを推進することを使命としております。紫波町社会福祉協議会は、町内における社会福祉事業や、その他の社会福祉を目的とする活動の健全な発達及び、社会福祉に関する取り組みの活性化により、地域福祉の推進を図ることです。

特に、地域福祉の基本は、誰もが住み慣れた地域で、安全で・安心をしながら、自立的生活を継続的に出来るよう、お互いに支え合う地域づくりであります。社会福祉協議会として、町の地域福祉を推進する中核的団体としての意識をもち、多くの地域福祉推進組織とともに、その取り組みを進めてまいります。

平成29年度「介護予防・日常生活支援総合事業」は、町が事業実施主体となり介護保険制度事業として、町民等の参画による地域支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる事業が始まります。当社会福祉協議会としてもこの事業に参画し、町が目指す一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

虹の保育園については、平成29年度は新たに3年間の中間年になります。恵まれた自然環境の中、地域との連携を深め指定管理者として運営をいたします。

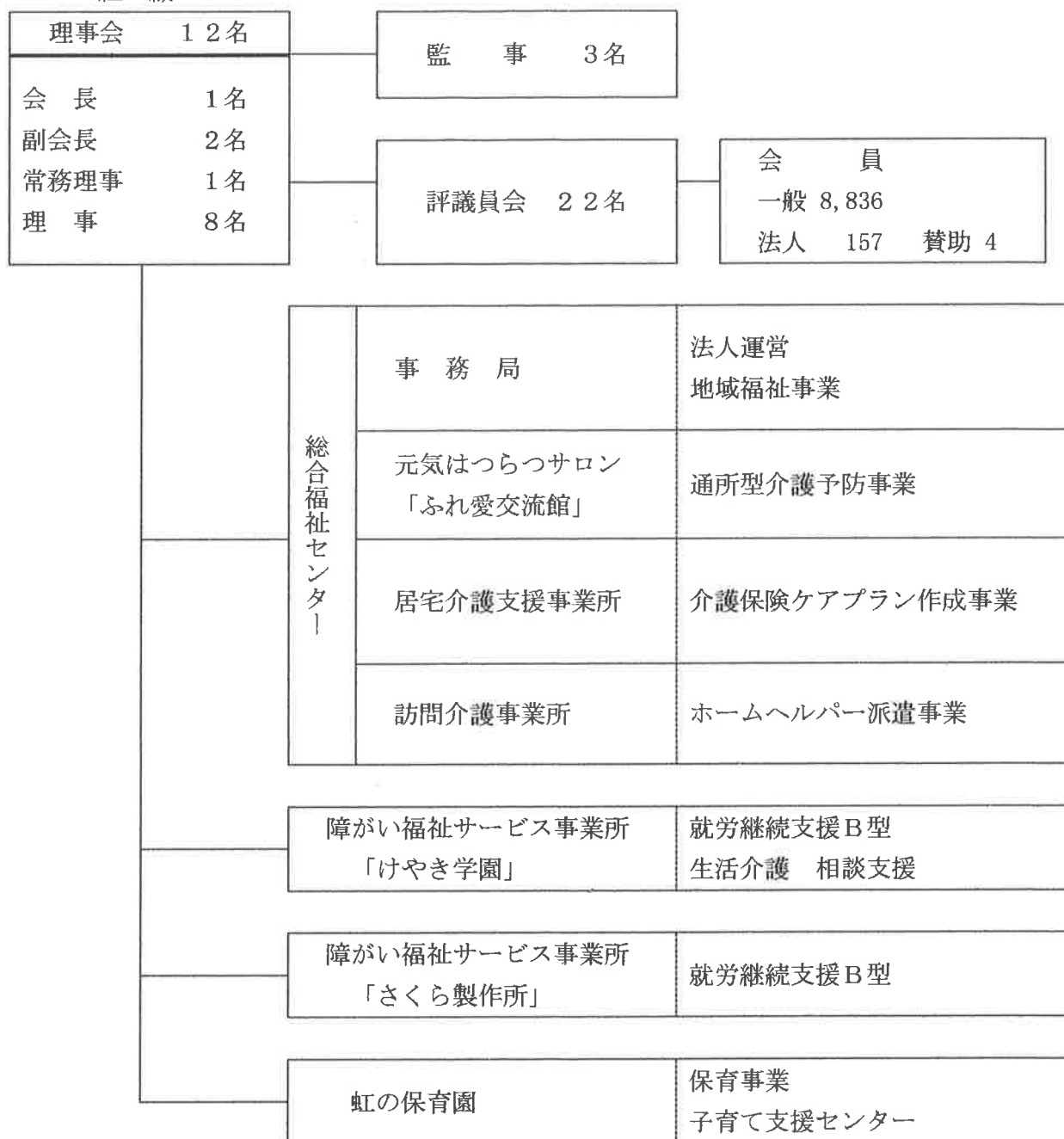
急速な少子高齢化と地域社会の変容等に対応すべき、社会福祉法人制度改革が行われ、当社会福祉協議会も法人全体の経営について定款・諸規程を見直し整備を行いました。今後も安定した事業運営とするため財源確保と効率的な事業推進に努めるとともに、職員の資質向上を図り適正な法人運営確保に努めて参ります。

2 重点目標

<p>1 地域福祉活動の充実強化 ボランティアや市民活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題に取り組む町民や関係者と協力し、懇談会等開催し地域福祉の推進に努める。</li> <li>・紫波町地域福祉計画に基づき、町と一体となって地域福祉の推進に努める。</li> </ul>
<p>2 在宅福祉サービスの充実強化と町受託事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民主体のサービスを効率的に提供するため、在宅介護サービスを充実し行政と連携して推進する。</li> <li>・生活困窮者の困りごと支援を県社協と一体となり生活安定への支援に努める。</li> </ul>
<p>3 社会福祉協議会基盤の充実強化と職員育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働による地域ニーズを反映したたすけあい運動の共同募金運動を協力推進する。</li> <li>・職員の資質向上のため各種研修会へ参加する。対話を基本に目標を共有する。職員の健康管理に努める。</li> </ul>

## 第1 法人運営

### 1 組織



### 2 会費

- ・個人会費 1,000円以上
- ・法人・賛助会員 3,000円以上

## 第2 基金運営管理

【基金総額 53,022,079円】

福祉基金の安全な運営管理を行う。

## 第3 会議・監査会の開催

### 1 会議の開催

- ①三役会
- ②理事会
- ③評議員会
- ④評議員選任解任委員会
- ⑤企画財政部会
- ⑥福祉事業部会
- ⑦苦情解決委員会

- 2 監査会の開催  
年4回（四半期ごと）開催する。

#### 第4 福祉活動推進事業

- 1 広 報 【1,200 千円】
- (1) 社会福祉協議会広報紙「しわ社協だより」の発刊  
社会福祉協議会事業の紹介の他、福祉情報の提供に努める。  
・発行回数 年6回
- (2) 「声のおたより」 【120 千円】  
朗読ボランティア「銀の鈴」の協力を得て、広報紙の内容をCDやカセットテープに録音し、視覚障害者へ提供する。  
・録音項目 町広報、町議会広報、社協広報
- (3) ホームページによる情報配信 【183 千円】  
ホームページにより、情報配信に努める。
- 2 金婚を祝う会の開催 【273 千円】  
長年、苦楽を共に歩んできた夫婦の結婚50周年を祝し、「金婚を祝う会」を開催する。  
・実施時期 11月  
・参加対象者 結婚50年以上で夫婦そろって出席できる希望者
- 3 福祉用具の貸出
- (1) 車椅子貸出  
歩行困難者の日常生活支援のため、6ヶ月間を限度として車椅子を無料で貸出しする。  
・保有台数 12台
- (2) 福祉教育用具貸出  
福祉教育推進のため、福祉用具を無料で貸出しする。  
・保有台数 高齢者疑似体験セット 15セット  
白杖 39セット  
点字器 39セット
- 4 日常生活自立支援事業の支援  
障がい者や高齢者の金銭管理を行うとともに、福祉手続きを代行する。  
実施主体である盛岡市社会福祉協議会が任命する生活支援員が本人に代わって支払業務等を行う事業であるが、紫波町社会福祉協議会では、町内利用者の印鑑及び通帳を保管する。  
・生活支援員（紫波町担当） 3名  
・利用者見込数 18名
- 5 高齢者安否確認システムの利用推進 【県社協事業】  
独居高齢者を対象として、電話による安否確認システムの利用を推進する。
- 6 福祉団体活動支援 【660 千円】
- (1) 事務を受託している団体

ボランティア連絡協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障がい者福祉協会、紫波町母子寡婦福祉協会、更生保護女性の会、手をつなぐ親の会  
計 7 団体

(2) 子育て支援 【72 千円】

就学前児童の子育てひろば（子育てサロン）を開催しているボランティアグループを対象として、スタッフの資質向上を図るための研修会を開催する。  
・対象ボランティアグループ数 3 団体

第5 ボランティアセンター事業

1 手話講座 【280 千円】

ろうあ者相談員を講師として、総合福祉センターで手話講座を開設する。  
・開催日 毎月第2、第4土曜日

2 東日本大震災復興支援 【340 千円】

町内の福祉団体やボランティア団体などが行う被災地支援ボランティア活動に対し、引き続き助成を行う。

第6 共同募金配分事業 【4,156 千円】

1 地域交流イベント「ふれあいフェスタ」 【700 千円】

障がい者と健常者がお互いの立場を理解し交流を深めるために開催する。

2 ボランティア協力校の指定 【600 千円】

町内にある小・中学校及び高校をボランティア協力校に指定し、ボランティア活動の推進に努める。

・活動助成金 40,000 円×15 校=600,000 円

3 各種団体助成 【1,567 千円】

福祉関係団体の活動を支援するために補助金を交付する。

・交付予定額	子育て支援ボランティア	3 団体	72,000 円
	福祉団体	7 団体	1,275,000 円
	その他	2 団体	220,000 円

第7 紫波町受託事業

1 無料相談事業「ふれあい相談所」 【658 千円】

住民の抱えている問題の解決に援助、協力するために、無料相談所を開設する。

・実施回数 月2回（内、1回は弁護士相談）  
・実施場所 紫波町総合福祉センター  
・相談員 人権擁護委員6名、弁護士1名

2 生活困窮相談事業

住民の方から生活で困っている方の相談を受け、仕事やお金などひとりだけではない世帯に必要な支援を、関係機関と連携し解決に向け作成した支援計画に沿ってサポートを行います。平成28年度実績見込み70件。

- 3 移送サービス 【4,797 千円】  
 車椅子利用者等で一般の交通機関の利用が困難である高齢者や障がい者で町認定者を対象として、病院や福祉施設等へ移送する有償のサービスを実施する。  
 ・専用車両 3 台 ・登録者 85 名 ・利用回数 500 回
- 4 元気はつらつサロン「ふれ愛交流館」 【8,768 千円：町受託 7,072 千円】  
 高齢者で町認定者を対象に、平成 29 年度からは日常生活支援総合事業としてサロンを開催し交流を深め健康保持に努める。  
 ・実施日 火曜日～金曜日 ・利用者見込数 50 名  
 ・実施場所 紫波町総合福祉センター
- 5 高齢者サロン「いこいの家」助成事業 【1,360 千円：受託 960 千円、共募 400 千円】  
 介護予防のため、ボランティアが実施する高齢者サロン事業「いこいの家」の運営に補助金を交付する。  
 ・交付額 1 回 3,400 円 ・目標回数 450 回
- 6 高齢者ふれあい交流事業  
 65 歳以上の一人暮らし老人及び 75 歳以上の高齢者世帯を対象に、次の事業を実施する。
- (1) 日帰り温泉旅行 【360 千円】  
 ・実施時回数 1 回 ・目標利用者 170 名
- (2) 配食サービス 【1,856 千円】  
 ・実施日 毎週金曜日 ・実施回数 51 回  
 ・実施内容 昼食弁当をボランティアが配布  
 ・利用者負担 1 食 300 円 ・利用者見込数 80 名  
 ・ボランティア登録数 48 名
- 7 自立支援型サービス（ホームヘルパー派遣） 【1,037 千円】  
 介護保険の非該当者を含め、要支援に準じた高齢者で町認定者を対象に、ホームヘルパーを派遣する。  
 ・利用者見込数 9 名
- 8 障害者外出介助事業（ガイドヘルパー派遣） 【680 千円】  
 障がい者（町認定者）を対象として、ガイドヘルパーを派遣し、外出介助を行う。  
 ・利用者見込数 3 名
- 9 三障がい者スポーツ交流会 【100 千円】  
 障がい者のスポーツ交流会を実施する。  
 ・実施時期 12 月
- 10 虹の保育園  
 指定管理者として紫波町立虹の保育園を運営する。  
 ・受託期間 平成 28 年度～平成 30 年度（3 年更新）  
 ※事業計画は別紙のとおり
- 11 地域子育て支援センター  
 紫波町立虹の保育園に併設している地域子育て支援センターを、受託事業として運営する。 ※事業計画は別紙のとおり

## 第8 資金貸付事業

### 1 たすけあい金庫

緊急出費を要し、援護の必要がある方を対象として資金貸付を実施する。

- ・貸付限度額 50,000円 ・4件

### 2 生活福祉資金

岩手県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業について相談、受付を行う。

## 第9 介護保険事業

### 1 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）

介護保険において要支援・要介護認定を受けた方の介護サービス計画（ケアプラン）の作成、見直し及び介護サービスに関わる連絡・調整を行う。

- ・利用者見込数 150名（130名） ・介護支援専門員 5名
- ・収入見込額 16,699,000円

### 2 訪問介護事業（ホームヘルパー派遣）

介護保険における要支援・要介護認定者へ訪問介護サービスを提供する。

- ・利用者見込数 105名 ・収入見込額 47,761,000円

## 第10 障害者総合支援事業

### 1 障害者居宅介護事業（ホームヘルパー派遣）

障害者総合支援法における支給決定者へ居宅介護サービスを提供する。

- ・利用者見込数 18名 ・収入見込額 7,000,000円

### 2 就労継続支援事業所「けやき学園」

※事業計画は別紙のとおり

### 3 就労継続支援事業所「さくら製作所」

※事業計画は別紙のとおり

## 第11 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動の推進

### 1 赤い羽根共同募金 【H28年度実績 6,070千円】

福祉の地域社会づくりを実現するために募金運動に協力する。

- ・運動実施期間 10月～12月

### 2 歳末たすけあい募金 【H28年度実績 5,069千円】

募金運動に協力するとともに、低所得世帯や母子・父子世帯、常時介護を要する方々に義援金を配分する。

- ・運動実施期間 10月～12月

# 平成29年度

虹の保育園

## 虹の保育園 事業計画書

虹の保育園

### 1 運営方針

保育所は、児童福祉法第24条及び子育て支援法により、保育を必要とする乳児および児童について保育を行うことを目的としている。保育所保育指針の内容を遵守し、子どもの発達過程を個々に捉え、子どもにとって最善の利益を常に保障していかなければならない。

社会が変わる中であっても、関係機関との協働を図り、子どもがその人生の根幹となる乳幼児期を、生き生きと子どもらしく過ごすことができるよう、保護者との信頼関係を築き、恵まれた自然環境の中、地域との連携を進めるよう取り組んでいくものである。

### 2 保育姿勢

- (1) 自然を友だちとして、自然教材、素材を存分に取り入れた保育
- (2) 一人ひとりの個性を生かしたのびやかな保育
- (3) 小さいもの、弱いものをいたわり、思いやれる保育
- (4) 障がい児も、集団の中で生き生きと伸びていく保育

### 3 保育実施予定

#### (1) 入所児童数

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員	12	18	18	20	26	26	120
4月1日見込	5	18	21	27	20	25	116

- ・0歳児については、満6ヶ月以上の乳児を対象とする。入所児童数については、年度途中より該当月齢となり、入所を希望する場合の需要が増えてくる。
- ・定員については、地域の実状により、児童福祉施設最低基準を満たす範囲内であれば、年度当初より入所児童数の弾力化が可能となっている。
- ・年齢別区分については、4月1日時点における満年齢により、入所クラスが決定される。

#### (2) 保育認定（必要性・必要量）

紫波町により保育認定を受けた児童について保育を実施する。

認定区分	内容
1号認定	満3歳以上の就学前児童で2号認定以外の子ども（幼稚園）
2号認定	満3歳以上の就学前児童で児童施設等での保育が必要な子ども
3号認定	満3歳未満の就学前児童で児童施設等での保育が必要な子ども

2号、3号認定の児童が保育の対象となる。

保護者の就労時間により保育利用時間が区分される。

区分	保育認定	開設時間
通常保育 (月～土)	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分
延長保育 (月～土)	保育標準時間	午後6時00分～午後7時00分
休日保育	日曜、祝日	午前8時30分～午後5時
一時保育	月曜日～土曜日	午前8時～午後6時

保育標準時間…11時間内で保育が必要な時間の利用をする

保育短時間 …8時間内で保育が必要な時間の利用をする

#### 4 特別保育事業

##### (1) 障がい児保育

障がいのある子どもについて、個々の子どもの育ちをより豊かなものにするためにそれぞれの実状に合った保育を実施する。障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに生活する中で、互いを認め、育ち合う保育を目指す。

特別支援教育に関わる教育機関との連携を積極的に行い、障がいを持つ子どもたちの発達を持続的に保障していく取り組みを目指す。

##### (2) 延長保育

保護者の勤労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するために実施。18時～19時の利用申請者に実施。

##### (3) 一時預かり事業（一時保育）

勤労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するために実施。

保護者の傷病、入院、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対する保育を実施する。

保育対象児童…紫波町内在住、満1歳以上、就学前の児童。

##### (4) 休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の就労等により児童の保育が必要な場合、その需要に対応するために実施。

保育対象児童…紫波町内在住、満1歳以上、2号、3号保育認定児童

#### 5 保育の内容

##### (1) 保育指導計画の作成

厚生労働省の保育指針に基づく保育課程、年間計画、月別保育指導計画及び個別指導計画を作成し、個々の発達に即した心身の育ちを支援する。

##### (2) 保護者との連携の強化

保護者に安心と信頼をもたれる保育園として、日常の連携により信頼関係を築き、保育に対する要望、意見、相談については積極的に対応し、児童福祉施設としての社



会的責任を果たす。

(3) 地域子育て拠点としての役割

地域の子育ての拠点として、地域の自然環境、人的環境を踏まえて、その有意義な活用と交流支援を進める。

(4) 職員教育と資質の向上

保育実践の質の向上と合わせて、民間委託施設としての運営も考慮した職員研修、関係機関との連携を実施し、職員の資質向上を図り、誇りと自信をもつ職場づくりに努める。

(5) 食育活動の充実

乳幼児の食育について「保育所における食育に関する指針」を参考にしながら、食育を保育の内容の一環として位置付け、年齢・発達に沿った計画を立てる。また、野菜栽培など、生活や遊びの中で、食に関する体験を重ねることで、「食を営む力」の基礎を築くよう努める。

調理においては、地場産物を積極的に取り入れ、個々の乳幼児の特性（栄養摂取量、アレルギー等）に対応した食事や郷土食の提供により、乳幼児ならびに保護者への食育普及活動を実施する。

行事等により、地域の食文化に触れる機会を積極的に取り入れ、その伝承の一助となるよう努める。

(6) 衛生管理と感染症対策

乳幼児の保健・衛生について、嘱託医による定期的な健康診断や、毎月の身体測定を実施し、乳幼児の成長の様子を見守るとともに、看護師により、日々の健康や発達について、保護者への啓発活動を実施する。また、感染症についても感染症マニュアルにより、予防策を講じ、流行時には関係機関等との連絡を密に取りながら対応していく。

(7) 乳幼児の運動能力の向上への取り組み

乳幼児の身体および運動能力について、リズム運動の活動を日常の保育の場に積極的に取り入れ、個々の発達段階に応じた働きかけをし、生涯にわたる運動能力の基礎を培う。

(8) 多様な文化とのふれあい体験

英語講師を定期的に保育園に招き、4・5歳児を対象にした英語とのふれあい体験を行い、母国語とは異なる言葉に親しみ、興味を持つことの素地を作る。

また、絵画、陶芸、書道、茶道など和の文化についても経験の機会を作り、子どもの好奇心、探究心のもととする。

6 防災訓練・交通安全教室

保育児童の生命の尊さを第一とし、災害発生時に適切な行動が取ることができるよう、様々な場面を想定して訓練を実施する。

東日本大震災、平成25年、平成28年の水害を教訓とし、災害への備えを継続する。

また、地域との防災訓練についても実施する。

・年間防災訓練予定

区 分		実施予定回数
避 難 訓 練	火災想定	8回
	地震想定	5回
	水雪害想定	3回
	不審者想定	3回
初期消火訓練		2回
心肺蘇生訓練		2回
交通安全教室		4回
防 犯 教 室		2回

## 7 苦情受付と解決

苦情受付窓口の設置し、保育園に対する要望、苦情に対しては真摯に受け止め、その解決を迅速且つ適切に行うとともに、保護者への周知を図る。

## 8 地域交流活動

### (1) 地域行事への積極的参加

地区老人クラブを主体とした地域行事や伝承行事への積極的に参加し、地域行事や園行事を通じ、地区内関係機関（公民館、ボランティア、民生児童委員、婦人会）との交流を図る。

### (2) 教育機関との交流

地域内の小中学校との交流活動を行い、園児と児童、生徒との交流の場を設ける。

## 9 保護者との連携と交流

在園児の保護者を会員とする「虹の保育園 父母の会」とともに児童がより良く園生活をできるよう、各行事での連携を深める。

## 10 小学校との連携

### (1) 幼保小連絡会議への参加

卒園児童の就学該当校区の小学校で開催される連絡会議において、個々の児童についての育ちの経過を、担当教員と直接、口頭で伝え合うことで、小学校における子どものよりよい教育環境の一助とする。

### (2) 就学予定校からの教員訪問の受け入れ

卒園児就学予定校の教員により、児童の様子を見学、園での様子についての情報を共有し、就学への円滑な連携につなげる。

### (3) 「保育所児童保育要録」の送付

平成21年度の保育所保育指針の改定により、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、小学校と積極的に連携を図ることが必要となり、保育園から就学先となる小学校へ子どもの育ちを支える資料として「保育所児童保育要録」送付する。



### 3 地域の子育て関連情報の提供

各種の情報を効果的に伝える。

項 目	回数
支援センター通信「なないろつーしん」の発行	月1回
離乳食だより「レッツ離乳食」の発行	月1回
食育だよりの発行	月1回
一時・休日保育、託児所、病児保育等の情報の提供	随 時
子育てボランティアグループの活動の紹介	随 時
地域子育て支援拠点施設情報の掲載	随 時

### 4 子育て・子育て支援に関する講習の開催

子どもを通じて親同士が関わる楽しさを味わい、また子ども同士の育みあいも促進する。事前に利用者にアンケートを取り利用者の関心に沿った講習も取り入れる。

#### (1) 親子のあそびに関する講習

- ・親子ふれあい遊び・季節のうた・絵本の読み聞かせ・手遊び等（毎週火・木曜日）
- ・親子で絵本の時間を楽しむ。（絵本の貸し出し、場所の提供）
- ・リズム遊び

#### (2) 食事に関する講習

- ・親子給食試食会（毎月第1月曜日） ・親子でおやつを食べる。（園の手作りおやつ）
- ・栄養士による離乳食プチ講座（毎月第3火曜日）
- ・野菜づくりの体験（季節に合わせ随時）

#### (3) 自然を楽しむ講習

- ・野原であそぼう（年2回）

#### (4) 乳幼児の事故予防と救急救命法講習

#### (5) 親子のスキンシップに関する講習

- ・わらべうた（年1回）

#### (6) 看護師によるミニミニ講座

#### (7) 保育園行事への参加

#### (8) 音楽療法による子ども音楽教室（年1回）

### 5 地域支援活動の実施

#### (1) ・ボランティアグループ（にこにこひろば）との合同広場・・・0歳～就学前の乳幼児とその保護者

- ・しわっせとの合同広場・・・0歳～就学前の乳幼児とその保護者  
（夏祭り・ミニ運動会）

#### (2) 乳幼児及び育児中の保護者とその家族を対象とし利用者の実態に応じて随時行う重点的支援（地域へのつながりのサポート～つながりの回復）

## 6 異世代の交流活動の実施

世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし、地域交流を図る。また、子どもたちが、様々な人たちと関わる機会を提供する。

### (1) そよかぜクラブ（園近隣在住の高齢者の活動）

- ・活動日・・・毎週金曜日
- ・内 容・・・園内の植花、在園児・支援センター利用者との交流  
園・支援センター畑づくり、乳児エプロンづくり  
福祉施設等における人形劇講演活動  
※必要に応じて随時活動を行う

### (2) ホームカミングデー

- ・実施日・・・小学1年生の長期休暇中に1回
- ・内 容・・・在園児と卒園児との交流

## 7 特別支援活動の実施

特別な支援が必要な子どもを含め、すべての子またその保護者が集う場を提供する。放課後または休日を利用し、親子がより良い時間を過ごせる場を提供する。

たんぽぽルーム（発達障害のある子とその家族対象）の開催・・・年8回

## 平成29年度

### けやき学園 事業計画書

#### 1 基本理念

けやき学園は、障がいのある方の可能性を引き出し、その人らしさが発揮できるよう支援に努めます。また、個人の尊厳が保たれ、意欲的に主体的な社会参加をより進めていけるよう支援に努めます。

#### 2 運営方針

- (1) 「障害者虐待防止法（平成24年施行）」、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成23年制定）」、そして「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」を十分に踏まえ、「けやき学園倫理綱領」で提唱している個人の尊厳、人権の擁護及び社会参加への促進を基本とした支援を実施する。
- (2) 一人ひとりの可能性を伸ばし、自立を促す支援、生産活動の場を提供する視点を大切にしながら、就労継続支援事業と生活介護事業及び相談支援事業を実施運営する。
- (3) 利用者と保護者の意向を尊重した事業の展開を推進する。
- (4) 健康を重視し、信頼性と安心感が期待される事業所運営を確立する。

#### 3 重点目標

- (1) 利用者本位の適正な評価と利用計画及び支援計画を策定し、適正な支援の提供と詳細且つ正確な記録整備に努める。
- (2) 利用者と保護者の意向を適宜確認しながら、意欲を持って取り組めるよう努める。
- (3) 作業技術の向上を目指し、発注者・消費者の満足度を高める製品作りに努める。また、利用者の工賃保障のため、営業技術向上に努めながら、啓蒙活動と販路拡大を推進する。
- (4) 利用者と職員の労働安全の確保と衛生に配慮し、全般的な業務効率化を図る。
- (5) 利用者個々に必要な支援の提供が可能となるよう、関係機関との連携を深める。
- (6) 安定運営に向けた事業及び財務に関する中期計画を立案し実行する。

平成29年度 人件費 6,540万円 事業費 809万円 事務費 783万円

平成28年度 人件費 6,560万円 事業費 848万円 事務費 862万円

#### 4 事業内容

##### (1) 運営に関すること

##### ①利用見込み

- ・登録見込者数 就労継続支援B型 38名（定員44名）、生活介護8名（定員6名）
- ・開所見込日数 年間241日、月平均20日

##### ②運営管理

- ・利用者、保護者との面談や連絡を重視し、基本的な生活習慣、コミュニケーション

等、一人ひとりの生活の質向上に向けた支援を行う。

- ・生産活動と作業提供の場を提供するとともに、近隣事業所での職場体験を実施し、作業意識や就労意欲の高揚に働きかける。
- ・苦情、各種相談においてはプライバシーに配慮し、迅速かつ適切な解決に努める。
- ・日頃の健康管理と健康診断を実施し、健康維持についてご家族を含めた意識向上を図る。
- ・利用者の希望と嗜好調査を反映させ、栄養管理に基づいた給食提供に努める。
- ・ご家族事情による時間延長利用の受け入れを行い、不慮のニーズ対応に努める。
- ・様々な発生状況を想定した防災訓練の実施と、防災に関する学習機会を設ける。
- ・研修計画に基づいた各種研修への参加により、職員の専門性向上に努める。

## (2) 生産活動に関すること

①安定した作業量の確保と調整に努め、広報と宣伝の強化をより図る。

- ・生産活動の売り上げ目標額 1,050 万円 (28 年度見込額 995 万円)

生産科目	作業内容	売上目標額 (28 年度見込額)
印刷科	手拭い、タオル、ジャンパー、Tシャツ等の印刷	400 万円 (390 万円)
障子・襖科	障子、襖、網戸の張り替え	320 万円 (310 万円)
ハウス園芸科	花苗の育苗と販売、プランターリース	140 万円 (130 万円)
受託科	調味料容器のキャップ締め、菓子袋のラベル貼り、部品組立、ペットボトルキャップリサイクル	190 万円 (165 万円)

②利用者工賃の増額に努める。

- ・月平均目標額 9,430 円 (28 年度実績見込額 9,240 円)

## (3) 生活介護事業に関すること

①月及び週のプログラムを基に、作業と創作活動、機能訓練、屋外活動などを織り交ぜながら、利用者個々の意欲と機能向上に努める。

②他事業との職員体制の調整を図りながら、職員間の連携や活動内容の調整に努める。

## (4) 相談支援事業に関すること

対象者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かな支援に努める。

## (5) 行事、クラブ活動等

①社会体験と慰労を目的とした行事の開催と、他団体との交流を計画実施する。

②社会体験旅行の実施年にあたり、利用者自治会と調整を図りながら企画実施する。

③利用者の表現意欲を高めること、運動習慣の確立、見識を広めることを目的に以下の活動に取り組む。

- ・クラブ活動 (音楽療法、3B体操、水中運動、軽運動 各月1回)
- ・インターネット閲覧 適宜

---

さくら製作所 事業計画書

---

1 基本理念

さくら製作所では、障がいを持つ方の意向を尊重して、多様な福祉支援サービスが総合的に提供することで、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援に努めます。

2 運営方針

- (1) 個人の尊厳、人権の擁護及び社会参加への促進を基本とした支援を実施する。
- (2) 利用者一人ひとりの可能性を伸ばし、自立を促す支援、生産活動の場及び就労の機会を提供できる就労継続支援事業を実施運営する。
- (3) 利用者と保護者の意向を尊重した事業、地域のニーズに応じた事業の展開を推進する。
- (4) 利用者の健康を重視し、信頼性と安心感のある事業所運営をする。

3 重点目標

- (1) 利用者本位の適正な評価と利用計画及び支援計画を策定し、適正な支援の提供及び正確な記録整備に努める。
- (2) 制度に沿った支援体制の整備並びに基盤整備に努める。
- (3) 利用者の工賃保障のため、営業技術の向上に努めながら、販売経路や受注量の開拓調整を行い、生産活動の安定化に努める。
- (4) 利用者と職員の労働安全の確保と衛生に配慮し、業務全般の効率化に努める。
- (5) 利用者一人ひとりに必要な支援の提供が可能となるよう、関係機関との連携を強化する。
- (6) 施設の安定運営に向けた事業及び財務に関する中・長期計画を立案し実行する。

平成29年度 人件費 1,880万円 事業費 480万円 事務費 690万円

平成28年度 人件費 2,080万円 事業費 560万円 事務費 765万円

4 事業内容

(1) 運営に関すること

① 利用登録者数並びに、1日の利用実績者数の増に努める。

- ・利用定員数 20名
- ・登録目標者数 25名 (28年度登録者数 21名)
- ・1日の平均利用目標者数 16名 (28年度平均利用者数 14名)  
(平均利用者数が、2名増加することで、利用報酬が、約400万円増加する。)
- ・開所見込日数 年間 250日、月平均21日



② 運営管理

- ・利用者、保護者との面談や連絡を重視し、日常の生活リズム、コミュニケーション等、一人ひとりの生活資質の向上に向けた支援を行う。
- ・生産活動の場を提供するとともに、近隣の事業所での職場体験や見学等を実施することで、作業意識や就労意欲を高める。
- ・事業所運営並びに支援内容等に関する苦情、各種相談においてはプライバシーに配慮し、迅速かつ適切な解決に努める。
- ・避難訓練（年1回以上）並びに防火訓練（年1回以上）を実施する。
- ・職員の専門性向上に向けて、各種研修会への参加を推進する。

(2) 利用者支援

- ・利用契約に基づくアセスメントを年1回以上実施し、利用者に合った個別支援計画（日常生活、就労支援他）を作成する。
- ・ステップアップ（一般就労等）に向け、関係機関との連携を強化する。
- ・コミュニケーション能力を向上させる支援メニューを企画実施する。
- ・利用者の健康状態を把握するため、健康診断（内科系）を年2回実施する。
- ・余暇の支援内容（活動）を充実させて、メンバーが立案した余暇活動を年1回以上実施する。

(3) 生産活動に関すること

- ① 安定した作業量の確保のため、広報・宣伝・情報収集に努める。
- ② 計画的な作業調整と作業の効率化を図りつつ、新規の作業科目の企画・検討・実施することで、事業収入(売上)の増額に努める。

・年間事業収入(売上)目標額 310万円 (28年度見込額 300万円)

事業区分	事業内容	売上目標額 (28年度見込額)
受注作業部	調味料のキャップ締め、土木系部品組立、 フルーツキャップの作成(週5日稼働) 農作業(ミニトマト、リンゴ) (5月から11月稼働)	150万円 (120万円)
外販促進部	駅カフェ(週3日稼働)・各種イベント販売 移動販売車(キッチンカー)による出店販売 (年10回以上参加)	100万円 (120万円)
就労促進部	メール便の配達他(週5日稼働)	60万円 (60万円)

- ③ 利用者工賃の増額に努める。 工賃総額 230万円 (28年度見込額 240万円)

- ・月額平均目標額 11,000円 (28年度実績見込額 9,900円)
- ・賞与平均目標額 5,000円 (28年度実績見込額 4,200円)